

分子シミュレーション学会表彰規則

	平成10年12月10日	総会承認
改訂	平成18年11月28日	総会承認
改訂	平成20年11月18日	総会承認
改訂	平成30年11月29日	総会承認
改訂	令和4年12月6日	総会承認

(目的)

第1条 表彰については、本規則の定めるところによる。

(表彰)

第2条 表彰は毎年度、次に掲げる賞を授与して行う。

- 1) 分子シミュレーション学会学術賞 賞状および記念品 原則1名以内
本会正会員（法人会員に所属する個人を含む）または学生会員であつて、分子シミュレーションに関する研究において、その業績が顕著であると認められる個人。ただし、表彰を受ける年の4月1日現在で満40歳以下の者に限る。
- 2) 学術賞受賞者の中で、特に分子シミュレーション方法論の研究において、顕著な業績が認められた者については、能勢賞を授与する。
- 3) 分子シミュレーション学会学生優秀発表賞
表彰細則を別途定める
- 4) 分子シミュレーション学会産業奨励賞
表彰細則を別途定める

(推薦手続き)

第3条 本会会員は、第2条に掲げた学術賞受賞候補者を幹事に推薦できる。

(選考)

第4条 学術賞の選考は、幹事会の中に設ける選考委員会が行う。選考委員会については別に定める。

(表彰式・記念講演)

第5条 学術賞の表彰式は原則として当該年度の分子シミュレーション討論会において行い、受賞者は記念講演を行う。

(推薦書の様式および推薦事務手続き)

第6条 学術賞の推薦書の様式については別に定める。

附則

1. この規則は、総会の議を経て改訂し、総会承認を得た次の1月1日より施行する。